

請 願 番 号	請願第 1 号
件 名	埋葬に関する条例を「焼骨埋葬とする」条例の整備についての請願
受 理 年 月 日	令和 8 年 2 月 9 日
請 願 者	日出町議友会 会長 佐野 故雄 ほか 9 件
紹 介 議 員	工藤 健次
請 願 趣 旨	埋葬に関することに対して国は、各自治体が地域の実情に応じて必要な検討、調整、規制が行われると、各市町村に判断を委ねている。 日出町は、他市町村に比べて面積も狭く、鹿鳴越連山からの豊富な湧水に恵まれており、上水は湧水で賄われています。町民の不安払拭、産業、経済面等からも焼骨埋葬で透明化することが強く求められています。 この条例の一部改正は、日出町における公衆衛生の確保、環境保全、地域住民の安全な生活環境の維持を図るため、町内で行われる埋葬方法を「焼骨の埋葬に限る」ことを明確化するものである。 請願事項 (1) 日出町の埋葬に関する条例の一部を改正し、次のように改める。 (埋葬方法) 町内において行う埋葬は、すべて焼骨（火葬後の遺骨）を対象とするものとし、土葬その他焼骨以外の遺体の埋葬を行ってはならない。 ②前項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない特例の事情がある場合で、町長が公衆衛生上支障ないと認めたときはこの限りではない。